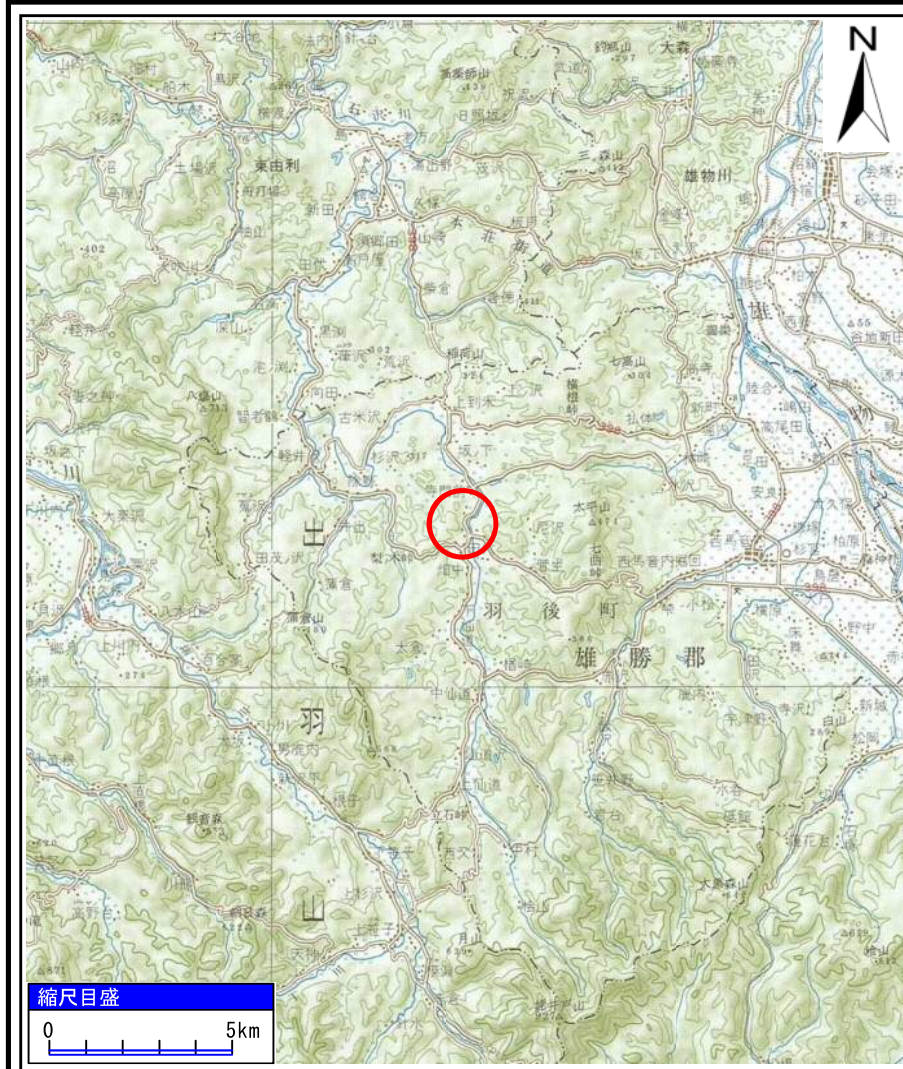
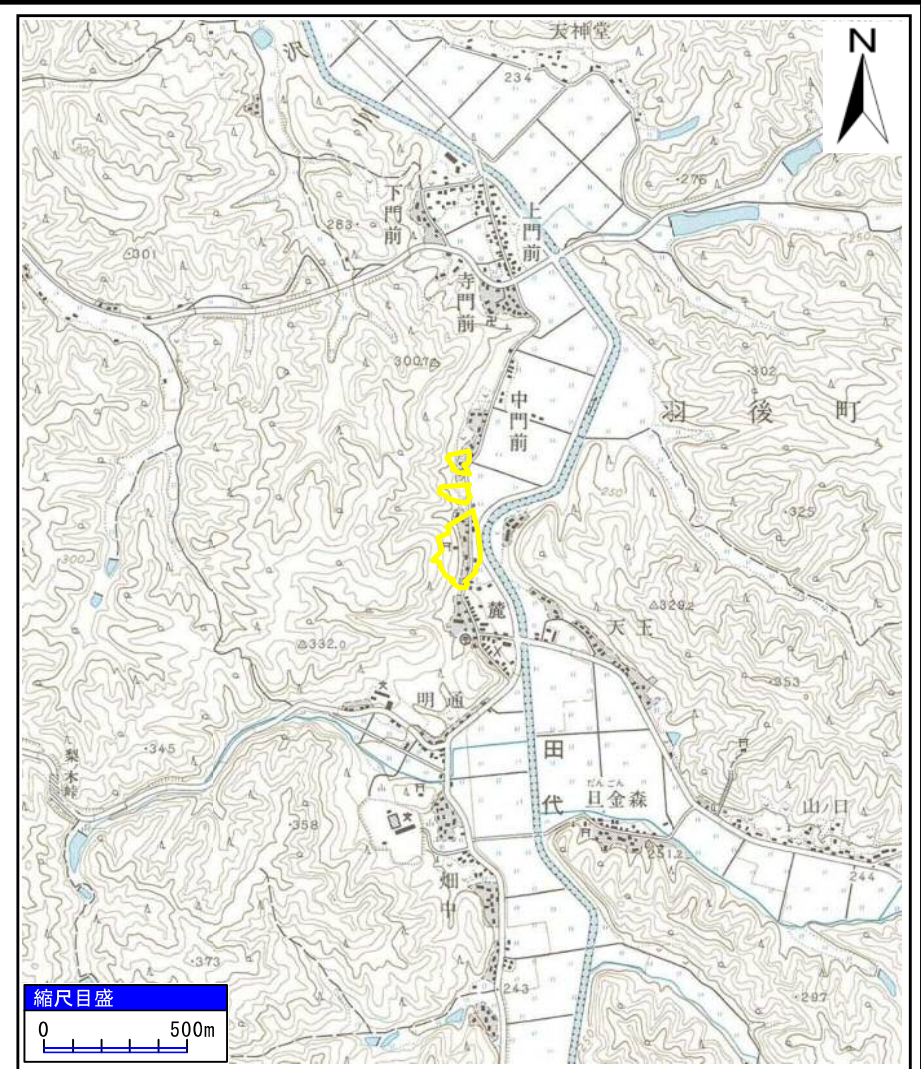


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

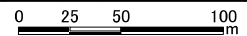
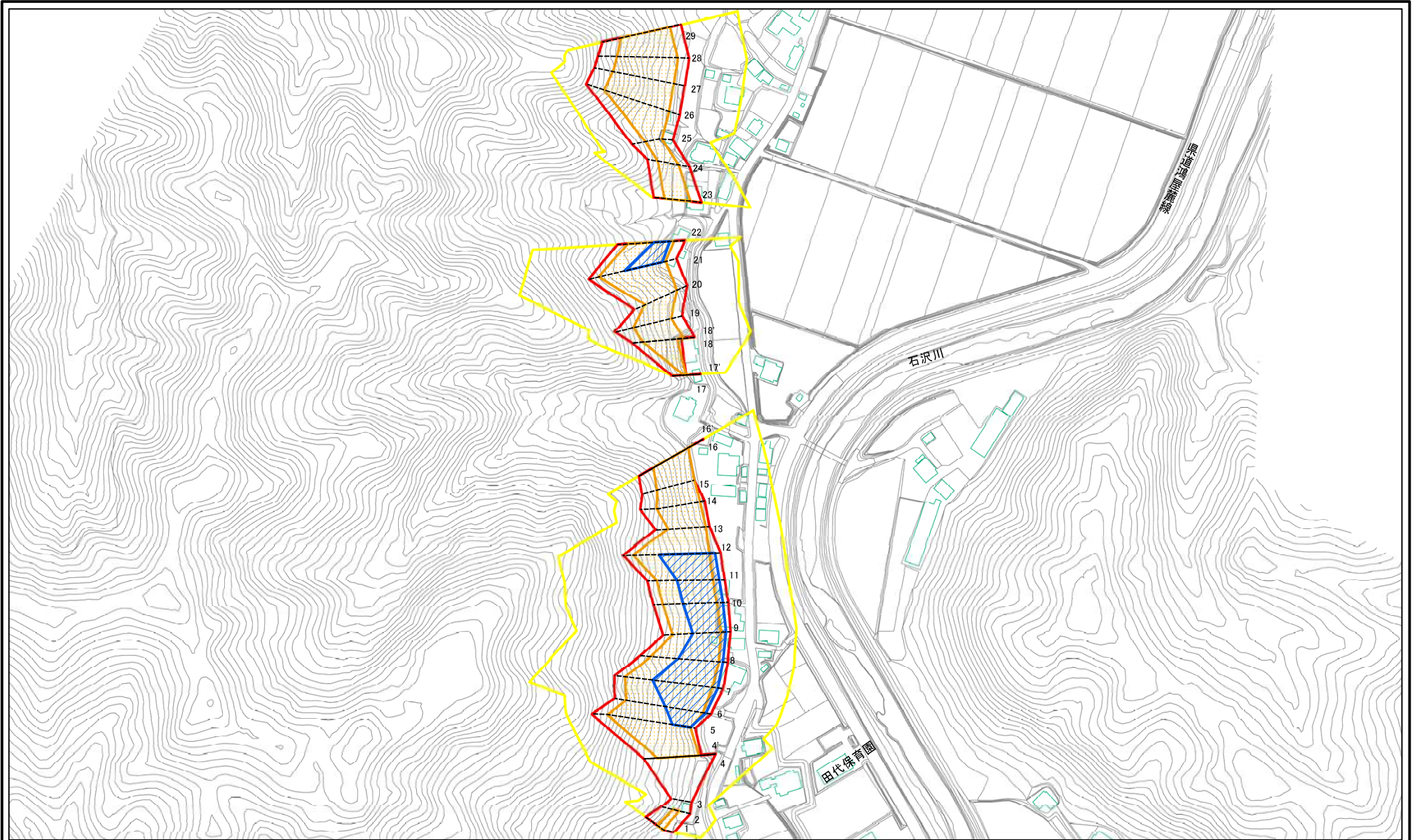


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	I-960
	箇所名	八幡
	所在地	秋田県雄勝郡羽後町田代字八幡、禁、山崎及び門前山

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平29東複、第53号)」

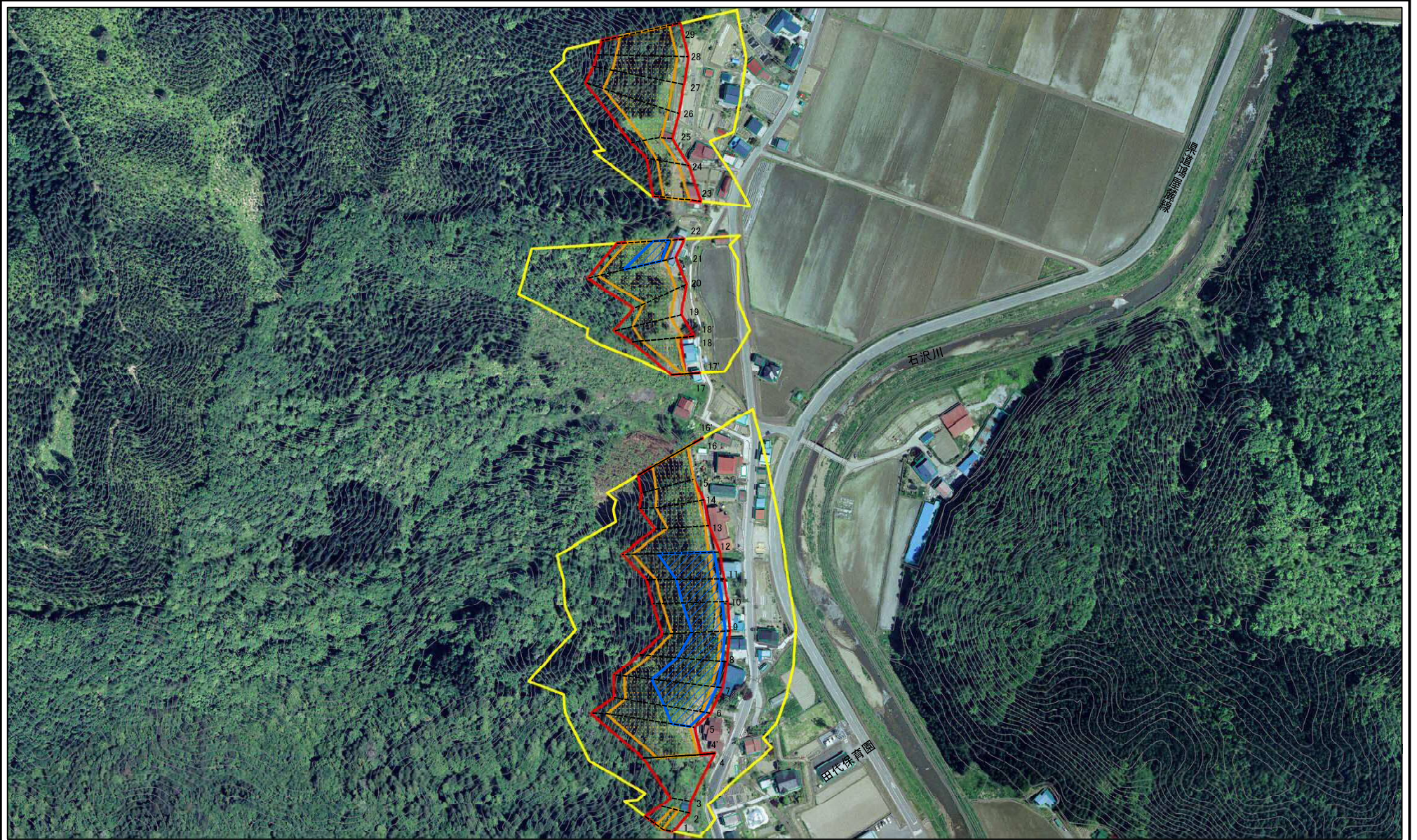
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-960
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第240号	箇所名	八幡
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域 土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域	 		告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県雄勝郡羽後町田代字八幡、琴、山崎及び門前山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

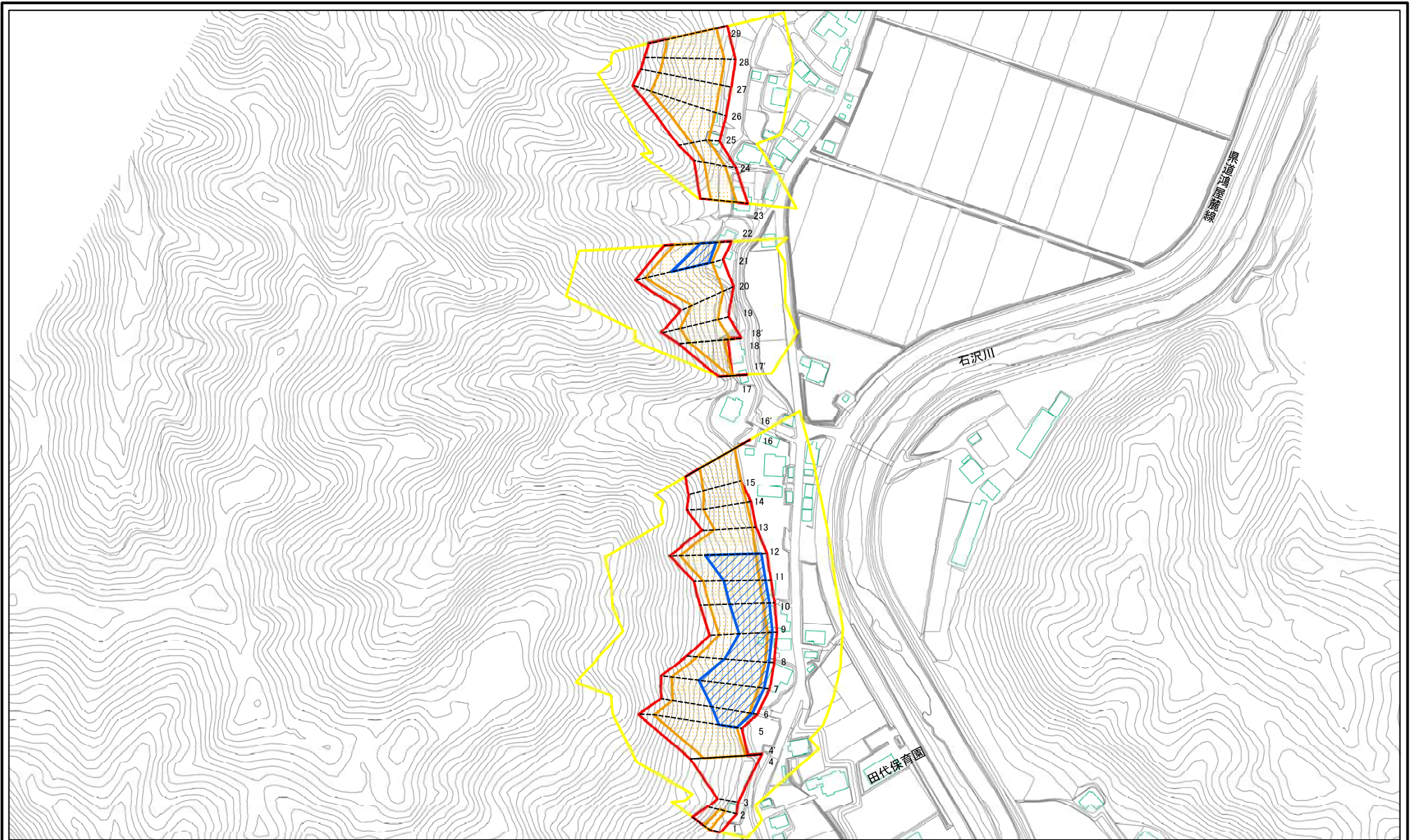


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-960
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号 第240号	箇所名
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		縮尺		告示年月日
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		1:2,500	所在地	秋田県雄勝郡羽後町田代字八幡、琴、山崎及び門前山
	それ以外の区域				

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域
土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

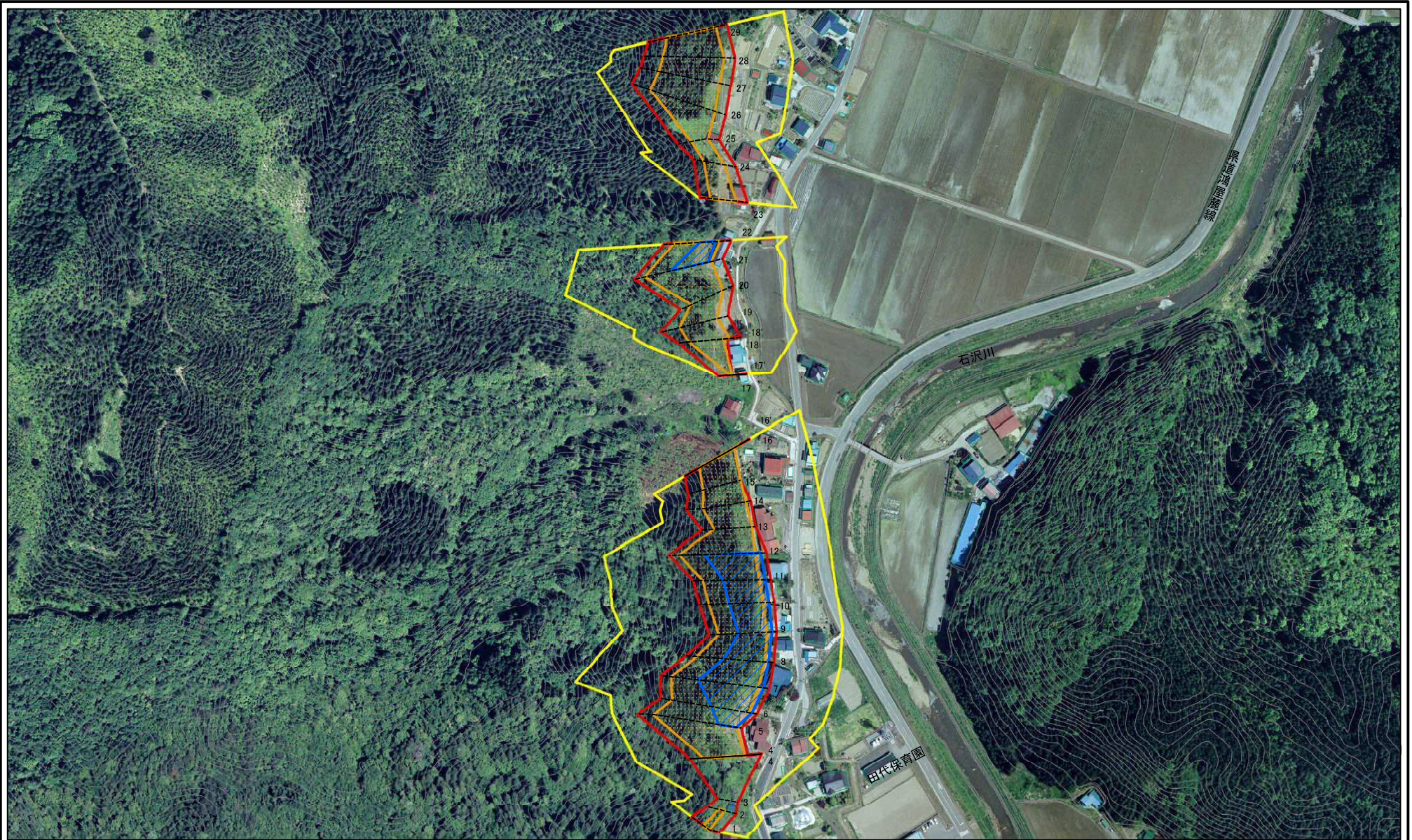
自然現象
の種類
告示番号
縮尺
告示年月日

急傾斜地の崩壊
第240号
1:2,500
平成30年4月13日

箇所番号
箇所名
所在地

I-960
八幡
秋田県雄勝郡羽後町田代字
八幡、幸、山崎及び門前山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

0 25 50 100
m

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域
土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域
土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/m²を超える区域
土石等の堆積の高さが3mを超える区域
それ以外の区域

縮尺
1:2,500

自然現象
の種類
急傾斜地の崩壊

告示番号
第240号

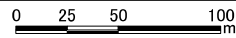
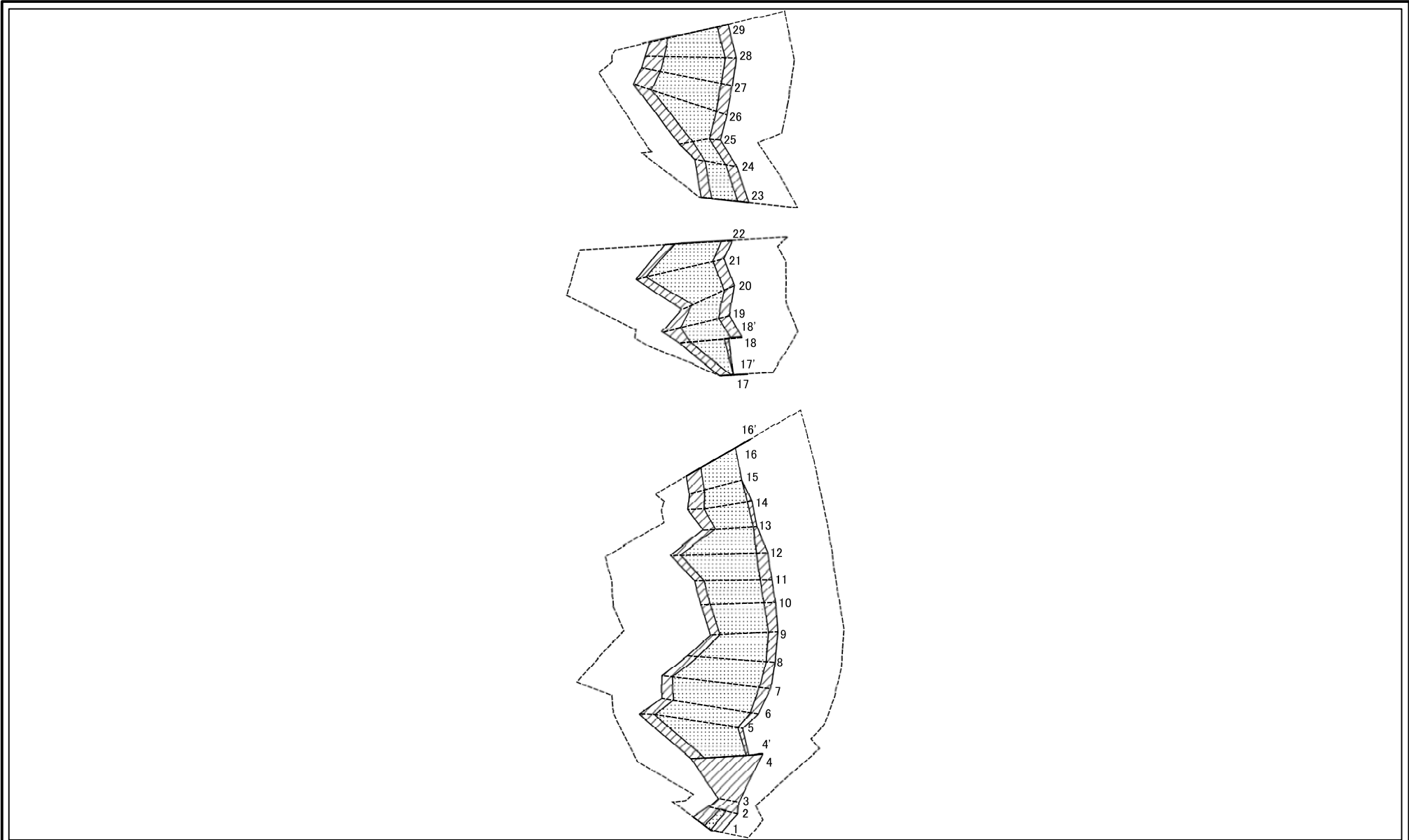
告示年月日
平成30年4月13日

箇所番号
I-960

箇所名
八幡

所在地
秋田県雄勝郡羽後町田代字
八幡、幸、山崎及び門前山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

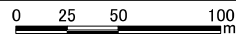
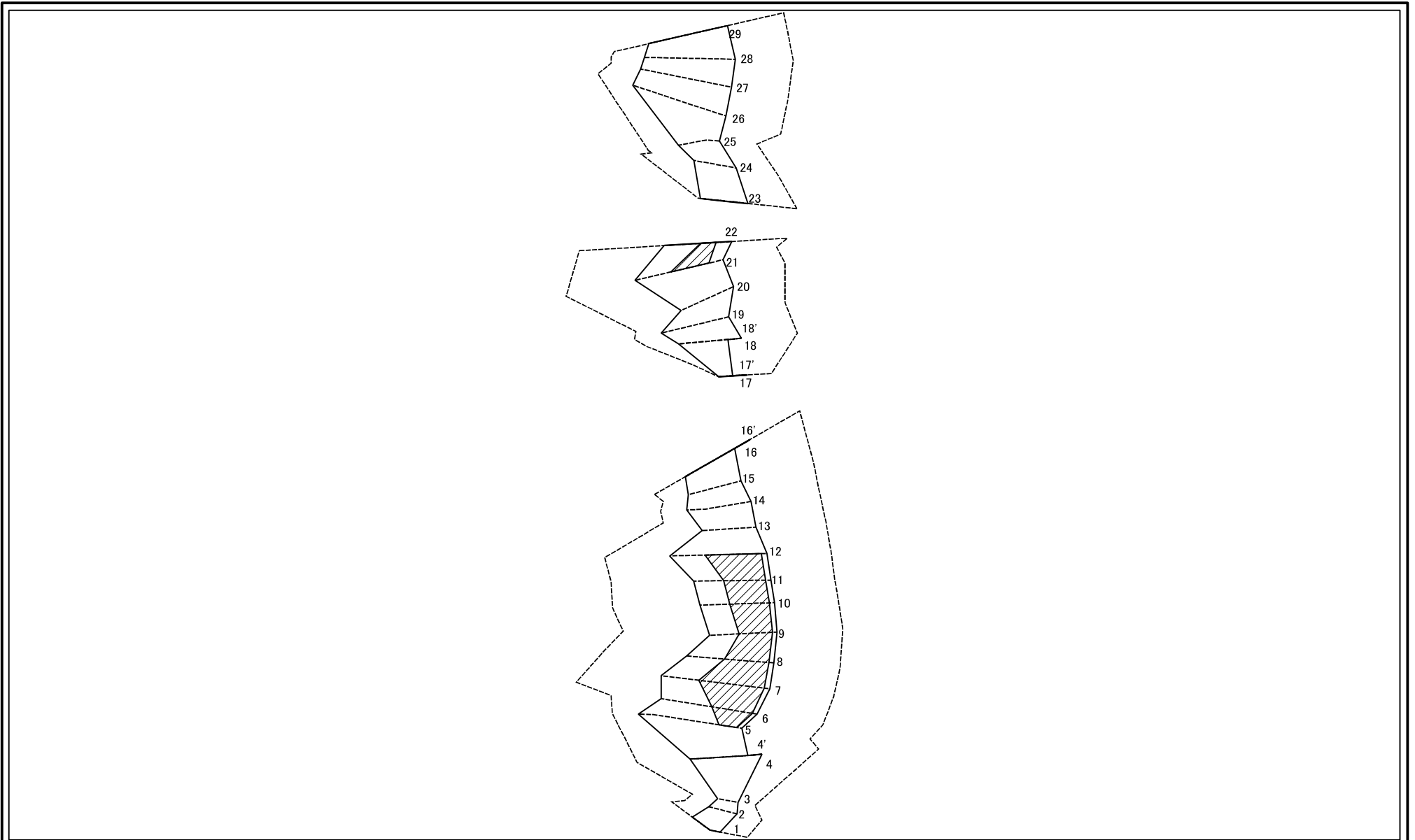
様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

N	
縮尺	1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-960
告示番号	第240号	箇所名	八幡
告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県雄勝郡羽後町代字八幡、琴、山崎及び門前山

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-960
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第240号	箇所名	八幡
	それ以外の区域		告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県雄勝郡羽後町田代字八幡、榮、山崎及び門前山	

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	111.57	1.00	100.00	1.00	-	-	10.95	2.09	23 ~ 24	140.27	1.00	100.00	1.00	-	-	14.05	2.68
2 ~ 3	-	-	100.00	1.00	-	-	10.95	2.09	24 ~ 25	135.31	1.00	100.00	1.00	-	-	12.32	2.35
3 ~ 4	-	-	100.00	1.00	-	-	15.38	2.93	25 ~ 26	130.55	1.00	100.00	1.00	-	-	14.62	2.79
4 ~ 4'									26 ~ 27	130.55	1.00	100.00	1.00	-	-	14.62	2.79
4' ~ 5	140.20	1.00	100.00	1.00	-	-	15.73	3.00	27 ~ 28	130.05	1.00	100.00	1.00	-	-	14.62	2.79
5 ~ 6	153.43	1.00	100.00	1.00	18.40	3.51	15.73	3.00	28 ~ 29	129.89	1.00	100.00	1.00	-	-	14.62	2.79
6 ~ 7	159.90	1.00	100.00	1.00	20.97	4.00	15.73	3.00	~								
7 ~ 8	159.90	1.00	100.00	1.00	20.97	4.00	15.73	3.00	~								
8 ~ 9	162.67	1.00	100.00	1.00	21.08	4.02	15.73	3.00	~								
9 ~ 10	163.86	1.00	100.00	1.00	21.11	4.02	15.73	3.00	~								
10 ~ 11	164.32	1.00	100.00	1.00	21.11	4.02	15.73	3.00	~								
11 ~ 12	164.32	1.00	100.00	1.00	21.61	4.12	15.73	3.00	~								
12 ~ 13	163.42	1.00	100.00	1.00	-	-	15.73	3.00	~								
13 ~ 14	142.40	1.00	100.00	1.00	-	-	15.09	2.88	~								
14 ~ 15	133.74	1.00	100.00	1.00	-	-	14.92	2.84	~								
15 ~ 16	133.74	1.00	100.00	1.00	-	-	14.51	2.77	~								
16 ~ 16'									~								
16' ~ 17	132.38	1.00	100.00	1.00	-	-	14.88	2.84	~								
17 ~ 17'									~								
17' ~ 18	146.82	1.00	100.00	1.00	-	-	15.58	2.97	~								
18 ~ 18'									~								
18' ~ 19	147.98	1.00	100.00	1.00	-	-	15.58	2.97	~								
19 ~ 20	142.13	1.00	100.00	1.00	-	-	15.34	2.92	~								
20 ~ 21	160.29	1.00	100.00	1.00	-	-	15.73	3.00	~								
21 ~ 22	160.29	1.00	100.00	1.00	19.28	3.68	15.73	3.00	~								
22 ~ 23	154.89	1.00	100.00	1.00	-	-	15.73	3.00	~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-960
	告示番号	第240号	箇所名	八幡
	告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県雄勝郡羽後町田代字八幡、桒、山崎及び門前山